

第 1 請求の受付

1 請求人

大垣市藤江町 7 丁目 44 番地	岡田 まさあき
大垣市赤坂新町 4 丁目 134 番地 1	野田 のりお
大垣市中野町 4 丁目 21 番地 3	長谷川 つよし
大垣市室町 2 丁目 22 番地	笹田 トヨ子

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成 27 年 3 月 26 日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張の事実及び措置要求は次のとおりである。
以下、誤記について一部修正した部分もあるが、その他は原文のまま掲載する。
なお、事実証明書の添付は省略する。

1 監査対象とすべき行為等

大垣市議会議員である岡田まさあき、野田のりお、長谷川つよし、笹田トヨ子、A、B の各人（以下、「本件各議員」という）が、平成 26 年度の大垣市議会委員会視察等の旅費として支給された金額の内、特別車両料金返還（精算）を大垣市が拒否している行為（怠る事実）。

2 当該行為等に係る関係機関

市長（及び、全ての公金の支出、債務その他の義務の負担に関する行為の担当者）。

3 当該行為等を違法又は不当とする理由又は根拠

(1) 平成 25 年（行ウ）第 8 号 大垣市違法公金支出返還請求事件における平成 27 年 1 月 8 日の判決文・付言において 14 ページの 12 行目から 15 行目の文章において『特別車両を利用しない旨の申し出をした議員らに対して特別車両料金を支給することは違法となる』と判断しました。

平成 26 年度は、本件各議員は市議会委員会視察において、特別車両を利用しない旨を申し出ています。また、大垣市議会事務局の担当職員は、視察の乗車券の手配に際し、本件各議員の特別車両を手配していません。

(2) 地方自治法第 242 条は、住民監査請求の根拠となります。

第 242 条の条文の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たります。

また、平成 26 年度分の監査請求は、地方自治法第 242 条の第 2 項の「正当な理由があるとき」に当たり、当然な監査対象となります。

4 当該行為等に関して講ずべき必要な措置

本件各議員に支給した平成 26 年度の旅費の内、特別車両料金については、本件各議員から返還（精算）を受けること。

5 添付書面（事実証明書）

資料 1 平成 27 年 1 月 8 日判決文 写し

（平成 25 年（行ウ）第 8 号 大垣市違法公金支出返還請求事件）

資料 2 地方自治法第 242 条 写し

資料 3 平成 26 年度旅費（行政視察及び国への要望）

第 2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 27 年 4 月 8 日をもってこれを受理した。

第 3 監査委員の除斥

本件請求の受付時に監査委員であった田中孝典監査委員（平成 27 年 4 月 30 日付けで退任）及び平成 27 年 5 月 8 日付けで就任した粥川加奈子監査委員については、法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥とした。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が提出した請求書の内容を総合的に判断すると、特別車両を利用しない旨を申し出ている議員に対し、大垣市（以下「市」という。）が特別車両料金を含む旅費を支給したことは違法であり、違法に支給された特別車両料金相当額について、市が返還請求をしていないことは、不当利得返還請求権を行使することを怠っていることになるということを主張していると解される。

よって、事実証明書として提出された資料 3 に記載されている市議会委員会行政視察等（以下「本件行政視察等」という。）において、岡田まさあき議員、野田のりお議員、長谷川つよし議員、笹田トヨ子議員、A 議員、B 議員（以下「本件各議員」という。）に支給された旅費の内、特別車両料金の支給が違法であるのか否かを監査対象とした。

監査対象とした本件行政視察等について、本件議員ごとにまとめたものが【表 1】である。

【表 1】

議員名	行政視察等 (日程)
岡田まさあき議員	国への要望 (平成 26 年 8 月 26 日～27 日)
	議会運営委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 15 日～17 日)
	建設環境委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 28 日～30 日)
	子育て支援日本一対策委員会行政視察 (平成 26 年 11 月 6 日～ 7 日)
野田のりお議員	国への要望 (平成 26 年 8 月 26 日～27 日)
	企画総務委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 6 日～8 日)
長谷川つよし議員	国への要望 (平成 26 年 8 月 26 日～27 日)
	議会運営委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 15 日～17 日)
	文教厚生委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 28 日～30 日)
笹田トヨ子議員	国への要望 (平成 26 年 8 月 26 日～27 日)
	文教厚生委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 28 日～30 日)
A 議員	国への要望 (平成 26 年 8 月 26 日～27 日)
	建設環境委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 28 日～30 日)
	市民病院に関する委員会行政視察 (平成 26 年 11 月 5 日～ 6 日)
B 議員	企画総務委員会行政視察 (平成 26 年 10 月 6 日～8 日)
	子育て支援日本一対策委員会行政視察 (平成 26 年 11 月 6 日～ 7 日)
	国への要望 (平成 26 年 11 月 19 日～20 日)

2 監査対象部局等

議会事務局議事調査課、企画部人事課及び会計課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 27 年 5 月 13 日に、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は新たな証拠を提出せず、請求の要旨の補足説明のみを行った。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、関係職員として、議会事務局長、議事調査課長、庶務グループ主幹が立ち会った。

4 監査対象部局等職員の事情聴取

平成 27 年 5 月 13 日に、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査対象部局等職員の事情聴取を行った。

議会事務局長、議事調査課長、庶務グループ主幹
企画部長、人事課長、人事研修グループ主幹
会計課長、出納グループ主幹

第 5 監査の結果

本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

本件行政視察等における本件各議員に対する特別車両料金を含む旅費の支給に係る事務について、関係資料を閲覧するとともに監査対象部局等の職員に事情聴取することにより、次のとおり事実関係を確認した。

まず、大垣市議会議員（以下「議員」という。）に対して特別車両料金を支給する根拠となる条例等についてである。議員が公務のために旅行する場合において支給される旅費に係る規定は、大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第 4 条であるが、これには「大垣市職員の旅費に関する条例(昭和 31 年条例第 6 号)に基づき市長に支給される旅費額に相当する額を支給する。」と定められている。大垣市職員の旅費に関する条例（以下「職員旅費条例」という。）は、監査期間中の平成 27 年 5 月 8 日に改正（同年 5 月 13 日施行）されているが、市長に対して特別車両料金を支給する平成 26 年度当時の規定は、職員旅費条例第 10 条第 1 項、附則第 4 項及び別表であり、「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合」に「特別車両料金を支給する」と規定されている。よって、同様の条件であれば、議員に対し「特別車両料金を支給する」ということが確認できた。

次に、本件行政視察等において本件各議員に支給された特別車両料金について、旅行命令書、支出負担行為書、支出命令書等の関係書類を閲覧するとともに監査対象部局等の職員に事情聴取を行ったが、いずれも平成 26 年度当時の職員旅費条例第 10 条第 1 項に基づいて適正な金額が支給されているものと認められた。

2 監査委員の判断

請求人は、岐阜地方裁判所平成 25 年（行ウ）第 8 号大垣市違法公金支出返還請求事件における判決文の付言を根拠として、特別車両料金を請求しない旨を申し出ている議員に対し、市が特別車両料金を含む旅費を支給したことは違法であると主張しているものと解される。

しかし、当該特別車両料金の支給は、平成 26 年度当時の職員旅費条例第 10 条第 1 項に基づいたものであり、また、その支給に当たって、定額支給方式を採用していることは、岐阜地方裁判所平成 10 年（行ウ）第 7 号損害賠償請求事件及びその控訴審である名古屋高等裁判所平成 11 年（行コ）第 38 号損害賠償請求控訴事件において適法とする旨の判決が出され、最高裁判所平成 12 年（行ツ）第 141 号において上告が棄却されたことにより確定しているものである。したがって、当時としては、「特別車両を利用しない旨の申し出」の有無にかかわらず、当該特別車両料金を支給したことは違法ではないと判断する。

以上、本件行政視察等において本件各議員に対し、市が特別車両料金を含む旅費を支給したことは違法ではなく、市が不当利得返還請求権を行使することを怠っているとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認められるので、本件請求を棄却する。